

煙火消費の安全な距離について

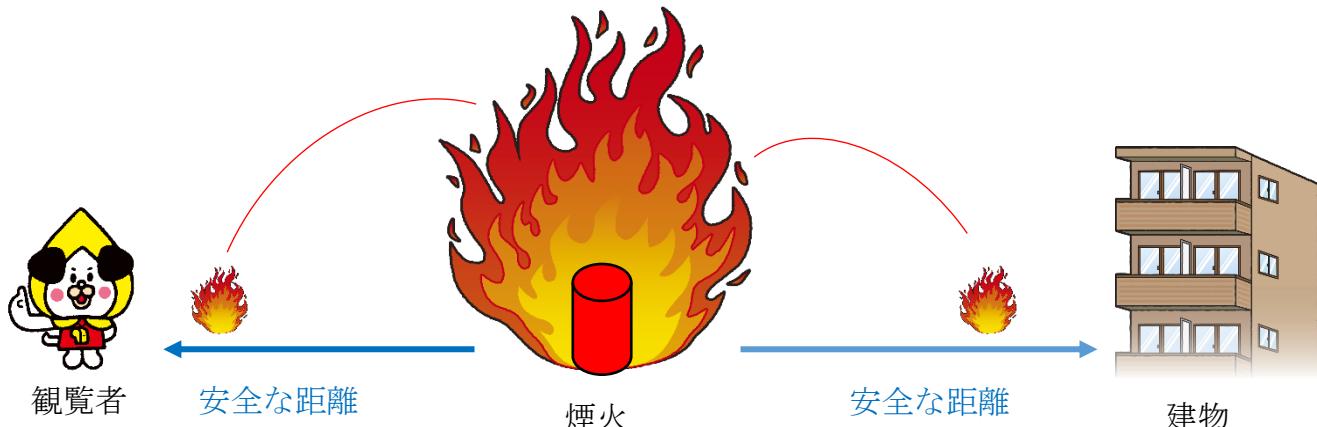
煙火消費の安全な距離とは？？

煙火を打ち揚げる場合、観覧者等に災害が及ばないようにするため、煙火から通路、観衆の集まる場所及び建物等に対して確保しなければならない離隔距離のことです。

この離隔距離は、煙火の消費中はもちろんですが、事故発生時における被害を防ぐため、煙火を設定する段階で確保しておく必要がありますのでご注意ください。

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号

打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。



具体的に安全な距離とはどれくらい必要か？？

必要となる安全な距離については、全国一律で基準が決まっている訳ではありません。これは煙火の種類が多いこと及び消費場所の地形その他の状況により、一律に規定することが困難であるためです。

名古屋市では、愛知県の基準を準用して、煙火の大きさや種類等に応じて、次ページのとおり基準を定めています。



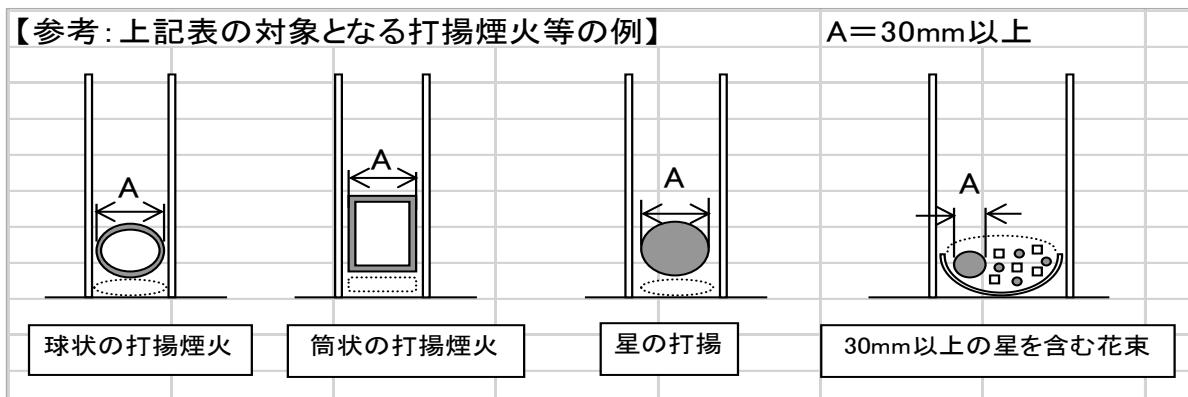
1 信号又は観賞の用に供する煙火

(1) 打揚煙火等

煙火の大きさ		距 離	
直 径	号数	ポ カ 物	割 物
60cm 超 ~ 90cm 以下	30 号	400m以上	460m以上
30cm 超 ~ 60cm 以下	20 号 15 号	330m以上	360m以上
24cm 超 ~ 30cm 以下	10 号	230m以上	250m以上
18cm 超 ~ 24cm 以下	8 号 7 号	200m以上	200m以上
15cm 超 ~ 18cm 以下	6 号	150m以上	170m以上
12cm 超 ~ 15cm 以下	5 号	140m以上	160m以上
9cm 超 ~ 12cm 以下	4 号	120m以上	130m以上
6cm 超 ~ 9cm 以下	3 号 2.5 号	100m以上	100m以上
3cm 以上 ~ 6cm 以下	2 号 1 号	50m以上	50m以上

注1 小型煙火、スターマイン及び仕掛けの裏打ちを含み、球状、筒状を問わず打揚がるもので、径が30mm以上のものが対象

2 星の打揚げ等の開発しないものについては、上表中ポカ物の欄に定めるところによる。



3 上空で開発するものを、打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍以上の距離とする。

(2) 仕掛け煙火等

煙火の種類	内 容	距 離
枠仕掛け	文字、絵型等	20m以上
綱仕掛け	ナイアガラ等	同上
水上仕掛け	水中金魚等	移動範囲から 20m以上
車花火等仕掛け	車花火、綱火等	同上
打揚がるもので径 が 30mm 未満のもの	スターイン、小型煙火 (乱玉、トラ、花束等を 含む。) 等	20m以上 (打揚筒を傾斜させる場合、打ち 出し方向に対して 50m 以上)
吹き出すもの (噴 出煙火を除く。)	—	20m以上

(3) 噴出煙火

ア 観客に対する安全な距離

噴出煙火の種類及び薬量の区分に応じ、表 1 に定める距離とする。

ただし、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず、観客に対して同表に定める距離がとれない場合で、高さ 90 cm メートル以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、表 2 に定める距離とすることができる。

イ 建物等に対する安全な距離

噴出煙火の炎、火の粉が建物等に届かない距離とする。

ウ 筒相互間の距離

噴出煙火を 2 本以上同時に消費する場合には、噴出煙火の種類及び薬量に応じて表 1 に定める筒相互の間隔の距離をとること。ただし、一人が 2 本の手筒花火を両手に持ち消費する場合は、これらを筒相互間とみなさないものとする。

表1 噴出煙火の観客等に対する安全な距離

区分	薬量	安全な距離			
		筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	筒相互の間隔	
噴出煙火	600g 以下	直立し点火するもの	—	5m以上	1.5m以上
		上記以外のもの	10m以上	同上	同上
	600g を超え 1,200g 以下	15m以上	10m以上	2.0m以上	
	1,200g を超え 1,800g 以下	20m以上	15m以上	2.5m以上	
	1,800g を超え 2,400g 以下	25m以上	20m以上	3.0m以上	
	2,400g を超え 3,000g 以下	28m以上	23m以上	3.5m以上	
	3,000g を超え 4,000g 以下	30m以上	25m以上	4.0m以上	
噴水花火	4,000g 以下	—	手筒花火の薬量 区分に準ずる。	点火者の安全 が保てる距離 とする。	
	4,000g を超え 6,000g 以下		30m以上		

表2 噴出煙火の観客に対する安全な距離（観客に対する防護措置を行った場合）

区分	薬量	安全な距離		
		筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	
噴出煙火	600g 以下	直立し点火するもの	—	4m以上
		上記以外のもの	4m以上	同上
	600g を超え 1,200g 以下	9m以上	7m以上	
	1,200g を超え 1,800g 以下	13m以上	10m以上	
	1,800g を超え 2,400g 以下	17m以上	13m以上	
	2,400g を超え 3,000g 以下	19m以上	15m以上	
	3,000g を超え 4,000g 以下	20m以上	17m以上	
噴水花火	6,000g	—	手筒煙火の薬量区分に準 ずる。	
	4,000g を超え 6,000g 以下		20m以上	

2 音楽その他の芸能の公演等における演出効果の用に供する煙火

- (1) 炎又は火の粉を噴出するものは、飛散距離の1.5倍以上（最低5m以上）とする。
- (2) 炎又は火の粉を噴出しないものは、4m以上とする。

3 その他の煙火（1及び2の場合を含む。）

事案発生の都度、愛知県公安委員会と協議のうえ決定する。

4 危険区域の明示と監視

消費場所から安全な距離以上離れた位置に、次のとおり危険区域を明示し関係人以外の者が立ち入らないよう周知と監視を行うこと。

なお、危険区域の明示と監視は、消費準備を行う時点から消費終了後、安全が確認できるまでの間、実施するものとする。

(1) 陸上

警戒柵・ロープ等で明示し、侵入を意図した者に対してすみやかに注意ができる間隔で警戒人を配置し監視すること。

(2) 海上、河川

ブイ等（おおむね80～120m間隔で配置）で明示し、侵入を意図した者に対してすみやかに注意ができる間隔で警戒船を配置し監視すること。ブイ等による明示を行う場合は、夜間においても識別できるよう措置を講ずること。